

甲州市都市計画公聴会規則第3条第1項の規定による公述人になるための

## 意見書

甲州市都市計画公聴会規則第3条第1項の規定による公述人となるために、峡東都市計画(道路・公園・用途地域・準防火地域・ごみ焼却場)の変更に対して意見書を提出します。

令和 年 月 日

甲州市長 鈴木 幹夫 殿

意見提出者

住 所

氏 名

印

電話番号

事案に係る利害関係(関係市町村の住民でない場合、記載)

意見の内容

別紙のとおり

